

千葉県報

定例
平成26年3月28日

主要目次

規則	千葉県乳牛育成牧場管理規則の一部を改正する規則	一
〇	千葉県種雄畜精液配布規則の一部を改正する規則	二
〇	病院局管理規程	二
〇	千葉県病院局財務規程の一部を改正する管理規程	二
告示	千葉県環境保全地域促進対策資金利子補給金交付要綱を廃止する告示	二
〇	土地改良区定款の変更認可	二
〇	都市計画道路事業の認可	三
〇	都市計画道路事業の事業計画の変更認可(九件)	三
〇	道路区域の決定(三件)	五
〇	道路区域の変更(十四件)	五
〇	道路の供用開始(五件)	〇
〇	道路法に基づく協議の成立	一
〇	車両制限令第三条第一項第二号イの規定による道路の指定	一
〇	車両制限令第三条第一項第三号の規定による道路の指定及び同令第十条第一項の規定による車両の通行方法	一
〇	臨港地区内の分区の指定	一
〇	都市計画臨港地区の決定	二
〇	土地区画整理組合の定款の変更認可	二
〇	土地区画整理組合の事業計画の変更認可	二
〇	都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(五件)	二
〇	千葉県収入証紙売りさばきの廃止	四
〇	公安委員会告示	四
〇	警備員指導教育責任者講習の実施	四
〇	警備員等の検定の実施(二件)	五
〇	内水面漁場管理委員会告示	五
〇	漁業法に基づく公聴会の開催	七

〇	軽油引取税の特約業者の指定の取消し	一七
〇	特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請(五件)	一七
〇	特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請(三件)	一八
〇	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(二件)	一九
〇	土地改良区役員の退任及び就任(三件)	二〇
〇	土地改良区役員の退任	二一
〇	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等	二一
〇	公共測量の実施(二件)	二二
〇	公共測量の終了(三件)	二二
〇	都市計画臨港地区の関係図書の縦覧	二三
〇	水道局公告	二三
〇	給水装置工事の指定給水装置工事業者の指定	二三
〇	特定調達公告	二三
〇	入札公告	二五
〇	落札者等の公告	二五
〇	その他	二五
〇	千葉県道路公社公告第一号	二五
〇	茨城県道路公社公告	二六

規則

千葉県乳牛育成牧場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県規則第十七号
千葉県乳牛育成牧場管理規則の一部を改正する規則

千葉県乳牛育成牧場管理規則(昭和四十七年千葉県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、入牧する乳牛がブルセラ病、結核病及びヨーネ病にかかっていない旨を家畜保健衛生所長(以下「所長」という。)が預託者の同意を得てセンター長に報告した場合は第一号に掲げる書類について、入牧する乳牛が第二号の規定によりセンター長が指定する伝染性疾病(寄生虫病を含む。)について検査、注射、薬浴又は投薬を受けた旨を所長が預託者の同意を得てセンター長に報告した場合は同号に掲げる書類について、それぞれ提出を要しないものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

千葉県種雄畜精液配布規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県規則第十八号

千葉県種雄畜精液配布規則の一部を改正する規則

千葉県種雄畜精液配布規則(平成九年千葉県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千葉県種雄豚精液配布規則

第一条中「種牛及び」及び「種雄牛及び」を削る。
第二条各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「県内で雌豚を所有し、又は管理する」に改め、同条各号を削る。
第三条中「センター長」を「センターの長(以下「センター長」という。)」に改める。

第四条第一項を削り、同条第二項の表国内豚の項価格の欄中「三千五百円」を「三千二百四十円」に改め、同表輸入豚の項価格の欄中「四千七百円」を「四千八百四十円」に改め、同条第二項を同条とする。

別記様式中その一を削り、同様式その二中「議定率(%)」を「議定率(%)」に改め、同様式その二を同様式とする。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

病院局管理規程

千葉県病院局財務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

千葉県病院局長 小田 清一

千葉県病院局管理規程第二号

千葉県病院局財務規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局財務規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第三病院事業勘定科目表資産勘定の表中

その他未収金	固定資産の売却代金の未収金等医療未収金及び医療外未収金以外の未収金
--------	-----------------------------------

「

その他未収金	固定資産の売却代金の未収金等医療未収金及び医療外未収金以外の未収金
未収金貸倒引当金	未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるものを処理する。

」

改め、別表第三病院事業勘定科目表負債勘定の表中

「

その他前受金	固定資産売却代金の前受金等前記科目に属さない前受金
--------	---------------------------

」

「

引当金	その他前受金	固定資産売却代金の前受金等前記科目に属さない前受金	賞与引当金等特定目的に対して留保された額を処理する。
	賞与引当金	法定福利費引当金	翌年度に支払う賞与のための引当金
			翌年度に支払う地方職員共済組合負担金の事業主負担金のための引当金

」

改める。

附則

この管理規程は、公布の日から施行する。

告示

千葉県環境保全地域促進対策資金利子補給金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第九十五号

千葉県環境保全地域促進対策資金利子補給金交付要綱を廃止する告示

千葉県環境保全地域促進対策資金利子補給金交付要綱(昭和五十三年千葉県告示第六百九十九号)は、廃止する。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

千葉県告示第九十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、両総土地改良区の定款の変更を平成二十六年三月二十五日付けで認可した。

平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、館山都市計画道路事業を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 施行者の名称
館山市

二 都市計画事業の種類及び名称
館山都市計画道路事業三・五・一三号船形館山線

三 事業施行期間
平成二十六年三月二十八日から平成三十四年三月三十一日まで

四 事業地
館山市船形字水口、字蟹作、字猿作、字鬘沼、字宇田川、字向台、字汐切山、字小浜及び字新港並びに川名字新町地内

使用の部分 なし

千葉県告示第百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、千葉都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 施行者の名称
千葉市

二 都市計画事業の種類及び名称
千葉都市計画道路事業三・三・二二号大膳野町菅田町線

三 事業施行期間
平成十一年九月十七日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地
事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

千葉県告示第百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、千葉都市計画

道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 施行者の名称
千葉市

二 都市計画事業の種類及び名称
千葉都市計画道路事業三・四・二九号千葉寺町赤井町線

三 事業施行期間
平成六年十一月十八日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地
事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

千葉県告示第百二二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、野田都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 施行者の名称
野田市

二 都市計画事業の種類及び名称
野田都市計画道路事業三・四・四号堤台柳沢線

三 事業施行期間
平成十七年一月二十五日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地
事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

千葉県告示第百二二二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、野田都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 施行者の名称
野田市

二 都市計画事業の種類及び名称

<p>三 野田都市計画道路事業三・四・七号梅郷西駅前線 事業施行期間 平成十四年六月二十八日から平成二十七年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし</p>	<p>使用の部分 なし</p> <p>千葉県告示第二百四号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、柏都市計画道路事業の変更を次のとおり認可した。 平成二十六年三月二十八日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>
<p>千葉県告示第二百二号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、茂原都市計画道路事業の変更を次のとおり認可した。 平成二十六年三月二十八日</p> <p>一 施行者の名称 茂原市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 茂原都市計画道路事業三・四・一〇号小林浜町線 茂原都市計画道路事業三・五・一七号高師高師野線</p> <p>三 事業施行期間 平成六年二月十八日から平成三十一年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし</p>	<p>千葉県告示第二百五号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、八千代都市計画道路事業の変更を次のとおり認可した。 平成二十六年三月二十八日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>
<p>千葉県告示第二百三三号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、柏都市計画道路事業の変更を次のとおり認可した。 平成二十六年三月二十八日</p> <p>一 施行者の名称 柏市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 柏都市計画道路事業三・四・六号豊四季宿連寺線</p> <p>三 事業施行期間 平成十七年一月二十一日から平成三十一年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし</p>	<p>千葉県告示第二百六号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、八千代都市計画道路事業の変更を次のとおり認可した。 平成二十六年三月二十八日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>

一 施行者の名称
千葉県知事 鈴木 栄治

二 都市計画事業の種類及び名称
八千代都市計画道路事業八・七・二号西八千代向山線

三 事業施行期間
平成八年五月二十八日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地
事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

千葉県告示第二百七号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、平成二十六年三月二十八日から三週間、縦覧に供する。
平成二十六年三月二十八日

一 道路の種類 県道
路線名 千葉ニュータウン北環状線

二 道路の種類 県道
路線名 千葉ニュータウン北環状線

三 区間並びに敷地の幅員及びその延長

区 間	敷 地 の 幅 員	延 長
印西市西の原五丁目一〇四番地 先から和泉字木戸ノ内七四一番 二地先まで	二五・〇〇メートルから 五四・六〇メートルまで	一、七五四・七〇メートル

千葉県告示第二百八号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、平成二十六年三月二十八日から三週間、縦覧に供する。
平成二十六年三月二十八日

一 道路の種類 県道
路線名 船橋印西線

二 道路の種類 県道
路線名 船橋印西線

三 区間並びに敷地の幅員及びその延長

千葉県知事 鈴木 栄治

区 間	敷 地 の 幅 員	延 長
印西市和泉字大木戸根一、三一 八番一地从先から字小麦尻三三番 一地从先まで	三二・〇〇メートルから 六七・五〇メートルまで	一、〇八六・四〇メートル

千葉県告示第二百九号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、平成二十六年三月二十八日から三週間、縦覧に供する。
平成二十六年三月二十八日

一 道路の種類 県道
路線名 千葉ニュータウン北環状線

二 道路の種類 県道
路線名 千葉ニュータウン北環状線

三 区間並びに敷地の幅員及びその延長

区 間	敷 地 の 幅 員	延 長
白井市清戸字先上七六〇番五地 先から神々廻字太田六二一番一 地先まで	一五・〇〇メートルから 三三・二〇メートルまで	一、七七五・〇〇メートル

千葉県告示第二百十号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び君津土木事務所において、平成二十六年三月二十八日から三週間、縦覧に供する。
平成二十六年三月二十八日

一 道路の種類 県道
路線名 袖ヶ浦中島木更津線

二 道路の種類 県道
路線名 袖ヶ浦中島木更津線

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区 間	変更の前後別	敷 地 の 幅 員	延 長
木更津市中里 一丁目一、三 九九番二地先 から吾妻二丁	前 後	二五・〇〇メートルから 三六・〇〇メートルまで 二五・〇〇メートルから 二七・七〇メートルまで	八五・六〇メートル 八五・六〇メートル

千葉県知事 鈴木 栄治

目四七〇番一
地先まで

千葉県告示第二百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び柏土木事務所において、平成二十六年三月二十八日から三週間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 守谷流山線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要
柏市若柴字天王前三二七番 六地先から十 余二字下大塚 三八〇番二地 先まで	前A +	一三・五〇メートルから 三八・三〇メートルまで	一、〇二〇・九〇 メートル	A、 B、C及 びDは、 関係図面 に表示す る敷地の 区分をい う。
柏市若柴字天王前三五五番 一地先から正 連寺字内山四 一四番三地先 まで	B ・	二〇・一〇メートルから 三五・六〇メートルまで	一、四二三・〇〇 メートル	B区間 は、国道 十六号と 重用とな る。
柏市正連寺字 内山四一四番 二地先から若 柴字溜井台二 六四番一地先 まで	C	二〇・六〇メートルから 五四・七〇メートルまで	一、二〇四・〇〇 メートル	
柏市若柴字天王前三二七番	後A	一三・五〇メートルから 三八・三〇メートルまで	一、〇二〇・九〇 メートル	

六地先から十 余二字下大塚 三八〇番二地 先まで	+	二〇・一〇メートルから 三五・六〇メートルまで	一、四二三・〇〇 メートル	
柏市若柴字天王前三五五番 一地先から正 連寺字内山四 一四番三地先 まで	・	二〇・六〇メートルから 五四・七〇メートルまで	一、二〇四・〇〇 メートル	
柏市正連寺字 内山四一四番 二地先から若 柴字溜井台二 六四番一地先 まで	C	二〇・六〇メートルから 五四・七〇メートルまで	一、二〇四・〇〇 メートル	
柏市若柴字溜 井台二六四番 一地先から十 余二字下大塚 三八〇番二七 三地先まで	D	三二・〇〇メートルから 三二・〇〇メートルまで	四六七・九〇メート ル	

千葉県告示第二百一十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び柏土木事務所において、平成二十六年三月二十八日から三週間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 守谷流山線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
柏市若柴字原	前	六・一三メートルから	三二・六二メートル

山二八一番九 〇地先から二 八一番九四地 先まで	後	六・五七メートルまで 一八・〇七メートルから 二八・二七メートルまで	三三二・六二メートル
-----------------------------------	---	--	------------

千葉県告示第二百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び市原土木事務所において、平成二十六年三月二十八日から三週間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十七号
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区 間	変更の前後別		延 長
	前	後	
市原市浅井小 向五八三番地 先から新生字 子安川三一五 番二地先まで	六・七三メートルから 一六・六四メートルまで	一四・一九メートルから 二五・二二メートルまで	三八一・一〇メートル

千葉県告示第二百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び安房土木事務所において、平成二十六年三月二十八日から三週間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百十号
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区 間	変更の前後別		延 長
	前	後	
鴨川市吉尾平 塚字嶺岡西牧	六・二〇メートルから 二五・三〇メートルまで	五三一・六〇メートル	

乙二番五三二 地先から宮山 字丸塚八〇一 番三地先まで	後	一二・二〇メートルから 二九・一〇メートルまで	五三一・六〇メートル
--------------------------------------	---	----------------------------	------------

千葉県告示第二百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、平成二十六年三月二十八日から三週間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東金山田台線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区 間	変更の前後別		延 長
	前	後	
八街市滝台字 丹尾台一、五 八八番一地从 から山田台字 山田台一一五 番一地从先まで	六・一〇メートルから 一〇・九四メートルまで	一二・五八メートルから 二五・三九メートルまで	七三三・八〇メートル

千葉県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、平成二十六年三月二十八日から三週間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 千葉竜ヶ崎線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区 間	変更の前後別		延 長	摘 要
	前	後		

印西市草深字 天王脇一、一 二〇番一地先 から木下南二 丁目一番八地 先まで	前A	六・三〇メートルから 三二・九〇メートルまで	三、〇六五・三〇 メートル	A及び Bは、関 係図面に 表示する 敷地の区 分をい う。
印西市草深字 天王脇一、一 二〇番一地先 から木下南二 丁目一番八地 先まで	後A	六・三〇メートルから 三二・九〇メートルまで	三、〇六五・三〇 メートル	
印西市草深字 天王脇一、一 二〇番一地先 から鹿黒南三 丁目一〇九番 地先まで	B	一八・〇〇メートルから 四八・四〇メートルまで	八四三・四〇メート ル	

千葉県告示第二百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、平成二十六年三月二十八日から三週間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 道路の種類 県道	二 路線名 船橋印西線	三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長
区間	変更の前後別	敷地の幅員
印西市船尾字 埜地一、五三 七番一地先か	前 後	一一・五〇メートルから 二五・六〇メートルまで 三二・〇〇メートルから
		三、七二五・四〇 メートル
		三、七二五・四〇 メートル
		四・六〇 メートル
		摘要

ら和泉字大木 戸根一、三一 八番一地先ま で	三二六・一〇メートルま で	メートル	は、一般 国道四百 六十四号 と重畳と なる。
---------------------------------	------------------	------	-------------------------------------

千葉県告示第二百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、平成二十六年三月二十八日から三週間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 道路の種類 県道	二 路線名 市川印西線	三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長
区間	変更の前後別	敷地の幅員
白井市根字上 人塚一一一番 一地先から一 四番一〇地 先まで	前A + B 後B	一四・四五メートルから 一四・五五メートルまで 一一・五〇メートルから 四二・三〇メートルまで 一一・五〇メートルから 四二・三〇メートルまで
		一四二・三〇メート ル
		一七七・三〇メート ル
		一七七・三〇メート ル
		A及び Bは、関 係図面に 表示する 敷地の区 分をい う。

千葉県告示第二百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、平成二十六年三月二十八日から三週間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 道路の種類 県道

二 路線名 市川印西線
三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区 間	変更の前後別	敷 地 の 幅 員	延 長	摘 要
白井市根字念 仏塚四七九番 一四地先から 字上人塚一 二番七地先ま で	前 A + B 後 B	一五・〇〇メートルから 一五・〇〇メートルまで 一一・五〇メートルから 四六・五〇メートルまで 一一・五〇メートルから 四六・五〇メートルまで	一八四・八〇メート ル 二二七・四〇メート ル 二二七・四〇メート ル	A 及び B は、関 係図面に 表示する 敷地の区 分をい う。

千葉県告示第二百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び安房土木事務所において、平成二十六年三月二十八日から三週間、縦覧に供する。
平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 四百十号

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区 間	変更の前後別	敷 地 の 幅 員	延 長	摘 要
南房総市大井 字犬切一、六 九五番一地先 から一、六九 三番三地先ま で	前 A 後 A + B	八・九〇メートルから 一〇・〇〇メートルまで 八・九〇メートルから 一〇・〇〇メートルまで 二五・〇〇メートルから 二八・八〇メートルまで	一一二・五〇メート ル 一三〇・九〇メート ル	A 及び B は、関 係図面に 表示する 敷地の区 分をい う。
南房総市大井 字犬切一、六 九三番三地先 から一、六九	前 後	六・九〇メートルから 七・五〇メートルまで 一七・二〇メートルから 一八・四〇メートルまで	一一・八〇メート ル 一一・八〇メート ル	

三番三地先ま
で

千葉県告示第二百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、平成二十六年三月二十八日から三週間、縦覧に供する。
平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 道路の種類 県道

二 路線名 八日市場八街線

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区 間	変更の前後別	敷 地 の 幅 員	延 長
山武市横田字 上後田八五五 番一地从先 八四九番二地 先まで	前 後	六・六五メートルから 一五・九四メートルまで 一〇・六五メートルから 三〇・二六メートルまで	九五・一〇メート ル 九五・一〇メート ル

千葉県告示第二百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び夷隅土木事務所において、平成二十六年三月二十八日から三週間、縦覧に供する。
平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 道路の種類 県道

二 路線名 小田代勝浦線

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区 間	変更の前後別	敷 地 の 幅 員	延 長
夷隅郡大多喜 町面白字宮ノ 上三七九番一	前 後	一〇・〇〇メートルから 二八・二〇メートルまで 一〇・八〇メートルから	八六・〇〇メート ル 八六・〇〇メート ル

地先から三八 六番五地先ま で	四一・五〇メートルまで
-----------------------	-------------

千葉県告示第二百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び夷隅土木事務所において、平成二十六年三月二十八日から三週間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小田代勝浦線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
夷隅郡大多喜町面白字宮ノ上三七九番一 地先から三八 六番五地先ま で	前	一〇・八〇メートルから 四一・五〇メートルまで	八六・〇〇メートル
	後	一〇・八〇メートルから 二〇・三〇メートルまで	八六・〇〇メートル

千葉県告示第二百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、平成二十六年三月二十八日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び柏土木事務所において、平成二十六年三月二十八日から三週間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

路線名	供用開始の区間
県道守谷流山線	柏市若柴字大割二二七番一四地先から字溜井台二六四番一 地先まで 柏市若柴字溜井台二六四番一 地先から十 余二字下大塚六一 八番一〇地先まで

千葉県告示第二百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、平成二十六年三月二十八日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び柏土木事務所において、平成二十六年三月二十八日から三週間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

路線名	供用開始の区間
県道守谷流山線	柏市若柴字原山二八一 番九〇地先から二八一 番九四地先 まで

千葉県告示第二百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、平成二十六年三月二十八日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び市原土木事務所において、平成二十六年三月二十八日から三週間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

路線名	供用開始の区間
一般国道二百九十七号	市原市浅井小向五八三番地先から新生字子安川三一五番 二地先まで

千葉県告示第二百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、平成二十六年三月二十八日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び安房土木事務所において、平成二十六年三月二十八日から三週間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

路線名	供用開始の区間
一般国道四百十号	南房総市大井字犬切一、 六九五番一地先から一、 六九三番二地先まで

千葉県告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、平成二十六年三月二十八日から次の道路の供用を開始する。
 その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び夷隅土木事務所において、平成二十六年三月二十八日から三週間、縦覧に供する。
 平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

路線名	供用開始の区間
県道小田代勝浦線	夷隅郡大多喜町面白字宮ノ上三七九番一地从先から三八六番五地先まで

千葉県告示第二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十九条第一項の規定による協議が次のとおり成立した。
 その関係図書は、千葉県県土整備部道路環境課において、平成二十六年三月二十八日から三週間、縦覧に供する。
 平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

路線名	位置	橋梁名	管理者	管理の内容
一般国道百二十四号	銚子市三軒町 茨城県神栖市波崎	銚子大橋	千葉県	道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第五条各号に掲げるものを除くほか、新設、改築（橋梁の架設を含む。）、区域変更行為及び供用開始行為（公示行為を含む。）以外の管理

二 施行年月日 平成二十六年三月二十五日

千葉県告示第二百三十号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路

を次のとおり指定する。

平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

指定する道路の路線名及び区間
一般国道百二十四号 銚子市唐子町三〇〇番三地从先から大橋町一四番一〇地先（県境）まで
県道富里酒々井線 印旛郡酒々井町尾上字深田八一一番三地从先から富里市七栄字新込四番四地先まで

二 指定する期日 平成二十六年四月一日

千葉県告示第二百三十一号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。
 平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

指定する道路の路線名及び区間
一般国道百二十四号 銚子市唐子町三〇〇番三地从先から大橋町一四番一〇地先（県境）まで
県道富里酒々井線 印旛郡酒々井町尾上字深田八一一番三地从先から富里市七栄字新込四番四地先まで

二 指定する期日 平成二十六年四月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入り込むためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上縦寸法〇・一二メートル以

3 道路情報の収集
 上又は横寸法〇・一二メートル以上縦寸法〇・二三メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

千葉県告示第二百三十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、千葉港臨港地区内の分区分を次のとおり指定した。

その関係図書は、千葉県県土整備部港湾課及び千葉港湾事務所において縦覧に供する。
 平成二十六年三月二十八日

分区分の種類及び区域

商港区 袖ヶ浦市北袖、中袖並びに長浦字拓老号及び字拓式号の各一部の区域
 修景厚生港区 袖ヶ浦市南袖及び長浦字拓老号の各一部の区域

千葉県告示第二百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、袖ヶ浦都市計画臨港地区を次のとおり決定した。
 平成二十六年三月二十八日

一 都市計画の種類及び名称

袖ヶ浦都市計画臨港地区
 千葉県知事 鈴木 栄治

二 都市計画を定める土地の区域

袖ヶ浦市南袖、北袖、中袖並びに長浦字拓老号及び字拓式号の各一部の区域
 千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第二百三十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、袖ヶ浦市代宿土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。
 平成二十六年三月二十八日

一 組合の名称

袖ヶ浦市代宿土地区画整理組合
 千葉県知事 鈴木 栄治

二 事務所の所在地
 袖ヶ浦市代宿五一番地三
 三 設立認可の年月日
 平成五年十二月二十四日

四 変更の内容
 事務所の所在地
 変更前 袖ヶ浦市久保田三、五七一番地一（代宿土地区画整理地内仮換地三街区二）
 変更後 袖ヶ浦市代宿五一番地三

五 変更認可の年月日
 平成二十六年三月二十八日

千葉県告示第二百三十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、袖ヶ浦市代宿土地区画整理組合の事業計画（事業施行期間及び資金計画）の変更を次のとおり認可した。
 平成二十六年三月二十八日

一 組合の名称
 袖ヶ浦市代宿土地区画整理組合
 千葉県知事 鈴木 栄治

二 事務所の所在地
 袖ヶ浦市代宿五一番地三

三 設立認可の年月日
 平成五年十二月二十四日

四 変更の内容
 事業施行期間
 変更前 平成五年十二月二十四日から平成二十六年三月三十一日まで
 変更後 平成五年十二月二十四日から平成二十七年三月三十一日まで
 変更認可の年月日
 平成二十六年三月二十八日

五 変更認可の年月日
 平成二十六年三月二十八日

千葉県告示第二百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、船橋都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
 平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

<p>一 施行者の名称 船橋市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 船橋都市計画下水道事業船橋市第十号公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 平成五年四月六日から平成二十八年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地</p> <p>収用の部分 変更なし</p> <p>使用の部分 変更なし</p>	<p>四 昭和三十四年八月一日から平成三十二年三月三十一日まで</p> <p>事業地</p> <p>収用の部分 変更なし</p> <p>使用の部分 変更なし</p>
<p>千葉県告示第二百三十七号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、袖ヶ浦都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。</p> <p>平成二十六年三月二十八日</p>	<p>千葉県告示第二百三十九号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、小見川都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。</p> <p>平成二十六年三月二十八日</p>
<p>一 施行者の名称 袖ヶ浦市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 袖ヶ浦都市計画下水道事業袖ヶ浦市第一号公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 昭和四十九年十月二十三日から平成三十一年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地</p> <p>収用の部分 変更なし</p> <p>使用の部分 変更なし</p>	<p>一 施行者の名称 香取市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 小見川都市計画下水道事業香取市第一号公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 昭和五十四年一月十日から平成三十二年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地</p> <p>収用の部分 変更なし</p> <p>使用の部分 変更なし</p>
<p>千葉県告示第二百三十八号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、佐原都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。</p> <p>平成二十六年三月二十八日</p>	<p>千葉県告示第二百四十号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、成田都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。</p> <p>平成二十六年三月二十八日</p>
<p>一 施行者の名称 香取市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 佐原都市計画下水道事業香取市第一号公共下水道</p> <p>三 事業施行期間</p>	<p>一 施行者の名称 印旛郡栄町</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 成田都市計画下水道事業栄町第一号公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 昭和五十三年三月十七日から平成三十一年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地</p> <p>収用の部分 昭和五十三年千葉県告示第二百二十五号、昭和五十五年千葉県告示第七百八十九号、昭和五十七年千葉県告示第九百九十二号、昭和五十九年千葉県告示第五百八号、昭和六十一年千葉県告示第二百二十二号、昭和六十二年</p>
<p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>	<p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>

千葉県告示第千六十一号、平成三年千葉県告示第百九十四号、平成五年千葉県告示第百六十四号、平成八年千葉県告示第百一十一号、平成十三年千葉県告示第四百二十号、平成十八年千葉県告示第五十五号及び平成二十三年千葉県告示第百五十九号の事業地のうち次に掲げる区域を削った区域

使用の部分
 印旛郡栄町須賀字新田並びに北辺田字横堤根及び字新切の各一部の区域
 昭和五十三年千葉県告示第百二十五号、昭和五十五年千葉県告示第七百八十九号、昭和五十七年千葉県告示第九百九十二号、昭和五十九年千葉県告示第五百八号、昭和六十一年千葉県告示第百二十二号、昭和六十二年千葉県告示第千六十一号、平成三年千葉県告示第百九十四号、平成五年千葉県告示第七百六十四号、平成八年千葉県告示第百一十一号、平成十三年千葉県告示第四百二十号、平成十八年千葉県告示第五十五号及び平成二十三年千葉県告示第百五十九号の事業地のうち次に掲げる地内において事業地を変更する。

印旛郡栄町須賀字新田並びに北辺田字横堤根及び字新切地内

千葉県告示第百四十一号

千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）第七条第五項の規定により、次の者から千葉県収入証紙の売りさばきを廃止する旨届出があった。
 平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

売りさばき人の名	売りさばき人の所在地	売りさばきの場所	廃止年月日
千葉チキン処理加工協同組合	大網白里市清名幸谷九三一番地	大網白里市清名幸谷九三一番地 千葉チキン処理加工協同組合内	平成二十六年二月十七日

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第9号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成26年3月28日

千葉県公安委員会委員長 伊藤 浩一

1 講習に係る警備業務の区分

- 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習
 - 2 講習の期日及び時間
平成26年7月15日（火曜日）から24日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - 3 講習の場所
千葉市中央区新田町4番25号 パルサンライツ2階
 - 4 受講対象者
 - (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 - (3) 規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
 - (4) 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る旧規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者
 - (5) 旧規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
 - 5 受講定員
40人
 - 6 講習業務の委託
講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。
 - 7 受講申込手続等
 - (1) 受講申込手続
ア 申込方法
受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。
なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
 - イ 受講申込票受付期間等

平成 2 6 年 5 月 1 9 日 (月曜日) から 2 3 日 (金曜日) までの午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 受講者決定通知
 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。
 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。

(3) 受講手続等

ア 受講手続

受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和 5 8 年国家公安委員会規則第 2 号) 別記様式第 1 号の受講申込書に必要な事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。

イ 受講申込書受付期間等

平成 2 6 年 6 月 9 日 (月曜日) から 1 3 日 (金曜日) までの午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 添付書類

(ア) 4 (1) に該当する者

1 号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書

(イ) 4 (2) に該当する者

合格証明書の写し

(ウ) 4 (3) に該当する者

合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4 (4) に該当する者

合格証の写し

(オ) 4 (5) に該当する者

合格証の写し及び警備業務従事証明書

(4) 受講手数料等

ア 受講手数料

4 7, 0 0 0 円

イ 納入方法

千葉県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

なお、既納の受講手数料は、還付しない。

8 講習に関する問い合わせ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話 0 4 3 (2 0 1) 0 1 1 0 内

線 3 4 7 6

千葉県公安委員会告示第 1 0 号

警備業法 (昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号) 第 2 3 条第 1 項の規定により、警備員等の知識及び能力に関する検定を次のとおり実施する。

平成 2 6 年 3 月 2 8 日

千葉県公安委員会委員長 伊 藤 浩 一

1 検定に係る警備業務の種別及び級

警備員等の検定等に関する規則 (平成 1 7 年国家公安委員会規則第 2 0 号。以下「規則」という。) 第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務 2 級

2 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日

平成 2 6 年 7 月 3 日 (木曜日) 午前 9 時から午後 5 時まで

3 検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所

千葉市美浜区高洲三丁目 8 番 5 号 ゼールシオーネ岩瀬

4 受検定員及び受検資格

(1) 受検定員

3 0 人

(2) 受検資格

千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員

5 受検申込手続等

(1) 受検申込手続

ア 申込方法

受検を希望する者 (以下「受検希望者」という。) は、千葉県内の各警察署に備付けの受検申込票に必要な事項を記入し、住所地 (受検希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあつては、その営業所の所在地を含む。) を管轄する警察署に提出すること。

なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

イ 受検申込書受付期間等

平成 2 6 年 5 月 1 9 日 (月曜日) から 2 3 日 (金曜日) までの午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 受検者決定通知

受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、受検申込票を受理した警察署を経由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う。

なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する。

(3) 検定申請手続等

ア 検定申請手続

<p>受検者として決定された者は、規則別記様式第1号の検定申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること。</p> <p>イ 検定申請受付期間等 平成26年6月9日（月曜日）から13日（金曜日）までの午前9時から午後5時まで</p> <p>ウ 添付書類 （ア）住所地を疎明する書面（千葉県内の営業所に属する警備員にあつては、その営業所に属することを疎明する書面） （イ）写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） （4）検定手数料等 ア 検定手数料 14,000円 イ 納入方法 千葉県収入証紙により、検定申請時に納入すること。 なお、既納の検定手数料は、還付しない。</p> <p>6 問い合わせ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043（201）0110 内線3476</p> <p>千葉県公安委員会告示第11号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定により、警備員等の知識及び能力に関する検定を次のとおり実施する。 平成26年3月28日</p> <p>千葉県公安委員長 伊藤 浩一</p> <p>1 検定に係る警備業務の種類及び級 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務 2級</p> <p>2 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日 平成26年7月10日（木曜日）午前9時から午後5時まで</p> <p>3 検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所 千葉市美浜区高洲三丁目8番5号 ヴェルシオーネ若潮</p> <p>4 受検定員及び受検資格 （1）受検定員 30人</p>	<p>（2）受検資格 千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員</p> <p>5 受検申込手続等 （1）受検申込手続 ア 申込方法 受検を希望する者（以下「受検希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受検申込票に必要事項を記入し、住所地（受検希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあつては、その営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。</p> <p>イ 受検申込票受付期間等 平成26年5月19日（月曜日）から23日（金曜日）までの午前9時から午後5時まで</p> <p>（2）受検者決定通知 受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、受検申込票を受理した警察署を経由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う。 なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する。</p> <p>（3）検定申請手続等 ア 検定申請手続 受検者として決定された者は、規則別記様式第1号の検定申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること。</p> <p>イ 検定申請受付期間等 平成26年6月9日（月曜日）から13日（金曜日）までの午前9時から午後5時まで</p> <p>ウ 添付書類 （ア）住所地を疎明する書面（千葉県内の営業所に属する警備員にあつては、その営業所に属することを疎明する書面） （イ）写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） （4）検定手数料等 ア 検定手数料 16,000円 イ 納入方法 千葉県収入証紙により、検定申請時に納入すること。</p>
---	---

（日曜日）
平成26年3月28日

課

課

課

課

第12904号
11報

なお、既納の徴収手数料は、遡付しない。
6 問い合わせ先
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備課係 電話 0 4 3 (2 0 1 1) 0 1 1 0 内線 3 4 7 6

内水面漁場管理委員会告示

千葉県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定により、内水面における漁業権の漁場計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

なお、漁業権の漁場計画（案）については、その関係書類を千葉海区漁業調整委員会事務局に備え置いて閲覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

千葉県内水面漁場管理委員会会長 粕谷 清

- 一 開催日時 平成二十六年四月十一日（金） 午後一時三十分
- 二 開催場所 千葉市中央区中央四丁目一三番一〇号 千葉県教育会館六階六〇八会議室
- 三 案件 小櫃川における漁業権の漁場計画（案）について
- 四 免許予定日 平成二十六年九月一日
- 五 申請期間 平成二十六年六月二日から七月十一日まで
- 六 公述者に関する事項

1 公述者の範囲

漁業権者、漁業権漁業の経営者、漁業協同組合の関係者その他利害関係のある者（団体又は機関にあつては、一団体又は一機関につき二人以内とする。）

2 公述時間

一人五分以内とする。

3 文書の提出

公述を希望する者は、平成二十六年四月七日までに住所、氏名、年齢、職業、所属団体及び発言内容の要旨を記載した書面一部を千葉海区漁業調整委員会事務局（千葉市中央区市場町一番一号）に提出しなければならない。

公 告

軽油引取税の特約業者の指定の取消し

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次の特約業者の指定を取り消した。

平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

名 称 所 在 地 取 消 年 月 日

有限会社根基商会
代表取締役 根本静男
柏市松ヶ崎一四二番地
平成二十二年六月三十日

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 申請のあつた年月日 平成二十六年二月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 特定非営利活動法人コミュニティモ
 - 2 代表者の氏名 河野瑞恵
 - 3 主たる事務所の所在地 千葉市稲毛区園生町九八三番地
- 三 定款に記載された目的 この法人は、再び社会で活躍したいと考えている方々に対し社会に出て行くための支援を行っていきます。キャリアカウンセラーや在宅業務の専門家などの相談を通して行動の選択肢を広げ、PCセミナーをはじめ各種セミナーを開催することで、そのスキルを身につける場を提供していきます。また、同じ立場の方々が情報共有できる場を設けるなどして、自分自身が輝いていると実感できる社会を作ることを目指します。

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 申請のあつた年月日 平成二十六年二月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 NPO法人ステップス
 - 2 代表者の氏名 牧野能武彦
 - 3 主たる事務所の所在地 千葉市市川一丁目二五番三号桶要ビル三〇三号室
- 三 定款に記載された目的 この法人は、悩みや心の病気を抱える人、または精神障害者等に対して、カウンセリング、グループホーム等の居住・生活の支援、および就労移行支援事業等の就労支援などを行い、それらの人が地域で生活するのに必要な支援の充実、普及を図り、どのような人も生活し易い社会を目指すことを目的とする。

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり
 平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年三月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 NPO法人蓮郷舎
 - 2 代表者の氏名 飯野紀行
 - 3 主たる事務所の所在地 成田市前林一、六一四番地一
- 三 定款に記載された目的 この法人は、地域住民および自然や伝統文化を愛する全ての
 人々に対して、景観形成活動、生物多様性を保持する自然環境の保全活動および先人が
 紡ぎ上げてきた伝統文化を次世代に継承する為の活動を行い、地域の自然環境、生活環
 境および伝統文化の維持・向上ならびにこれらに関する意識の向上に寄与することを目
 的とする。

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり
 平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年二月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 特定非営利活動法人ユーカリタウンネットワーク
 - 2 代表者の氏名 坪松康隆
 - 3 主たる事務所の所在地 佐倉市宮ノ台一丁目一八番二号
- 三 定款に記載された目的 この法人は、佐倉市ユーカリが丘地域において、住民及び諸
 団体と連携協力して活動することにより、街の活性化を図るとともに、安心して住み続
 けることの出来る街づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり
 平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

申請のあった年月日 平成二十六年三月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- 1 名称 特定非営利活動法人住み良いまちづくり研究所
- 2 代表者の氏名 濱崎慶子
- 3 主たる事務所の所在地 我孫子市並木七丁目三番二号

三 定款に記載された目的 この法人は、我孫子市その他の手賀沼周辺地域を起点とし
 て、当該地域の学校等と連携し、絵画展その他のイベントを開催し、また、環境整備、
 環境配慮型製品の普及とリユース促進に係る活動を執り行なうを通じて、当該地域の住
 人や来訪者に対し、環境保全に係る学術、文化、芸術及びライフスタイルに関する情報
 を発信することで、環境保全に対する意識を啓発するとともに、身近な環境保全活動へ
 の参加を呼びかけ、本邦ひいては全世界の環境保全型社会の構築とそれを基礎としたま
 ちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のと
 おり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。
 平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年三月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 特定非営利活動法人障害者リサイクルネットワーク
 - 2 代表者の氏名 小林光聖
 - 3 主たる事務所の所在地 木更津市清見台東二丁目二九番二五号
- 三 定款に記載された目的 この法人は、身体・知的・精神障害者等の社会的弱者に対し
 て、リサイクル・リユース物の情報・物品収集、作業提供・管理・指導、運営管理に関
 する事業を行い、各地域において障害者の社会的自立、資源再活用、資源再利用に寄与
 することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のと
 おり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。
 平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年二月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 特定非営利活動法人キッズサポートクラブ習志野
 - 2 代表者の氏名 中神欣彦

<p>3 主たる事務所の所在地 習志野市鷺沼二丁目七番一七号</p> <p>三 定款に記載された目的 この法人は、子供や青少年を対象にサッカー等のスポーツ教室に関する事業を行うとともに、各人の個性と能力に応じた勉強と情操教育を行う学習塾に関する事業を行うことで青少年の健康の増進及び心身の健全な発展並びに情調豊かな心を持つ大人へと成長することに寄与することを目的とする。</p> <p>特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。 平成二十六年三月二十八日</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年三月三日</p> <p>二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</p> <p>1 名称 特定非営利活動法人ともに生きる麦</p> <p>2 代表者の氏名 吉田建基</p> <p>3 主たる事務所の所在地 市原市有秋台西一丁目四番二号</p> <p>三 定款に記載された目的 この法人は、障害をもった人々に対して、障害者自身が精神的な自立生活をするための支援や環境整備を行うとともに、障害者自身が地域社会に貢献することで、障害者とともに支え合う人材を育成し、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、平成二十六年三月二十八日から七月二十八日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十六年三月二十八日から七月二十八日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 平成二十六年三月二十八日</p> <p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイエー長浦店 袖ヶ浦市長浦駅前一丁目七番地</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平</p>	<p>兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ダイエー 代表取締役 桑原道夫</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平</p> <p>5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ダイエー 代表取締役 桑原道夫ほか</p> <p>6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平ほか</p> <p>7 変更年月日 平成二十五年五月二十二日</p> <p>二 届出年月日 平成二十六年三月十二日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び袖ヶ浦市環境経済部経済振興課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出及び添付書類は、平成二十六年三月二十八日から七月二十八日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十六年三月二十八日から七月二十八日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 平成二十六年三月二十八日</p> <p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイエー長浦店</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一</p> <p>3 変更前の駐車場の収容台数 五三〇台</p> <p>4 変更後の駐車場の収容台数</p>
<p>千葉県知事 鈴木 栄 治</p>	<p>千葉県知事 鈴木 栄 治</p>

<p>五七三台 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 八か所 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 九か所 7 変更年月日 平成二十六年三月三十一日 届出年月日 平成二十六年三月十二日 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び袖ヶ浦市環境経済部経済振興課</p>	<p>中田町七〇〇番地 富田町五九一番地 野呂町三三一番地 和泉町九〇番地 中野町六七四番地の三</p>
<p>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、千葉市 東部土地改良区から次のとおり役員の新任及び就任の届出があった。 平成二十六年三月二十八日</p>	<p>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、沼南町 手賀土地改良区から次のとおり役員の新任及び就任の届出があった。 平成二十六年三月二十八日</p>
<p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>	<p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>
<p>一 退任理事 千葉市若葉区上泉町二八三番地 下泉町六七三番地の一 小間子町六番地の七〇 更科町一、八四〇番地 中田町四九三番地 古泉町四八二番地 野呂町三三一番地 和泉町九〇番地 中野町六七四番地の三 二 退任監事 千葉市若葉区大井戸町七二三番地 中田町一、〇七九番地 中野町一、一二三番地 三 就任理事 千葉市若葉区上泉町二八三番地 下泉町六七二番地 小間子町六番地の七〇 更科町一、九〇一番地</p>	<p>一 退任理事 柏市手賀六一〇番地 七二七番地 六〇七番地 七七九番地 六〇〇番地 二 退任監事 柏市手賀五六〇番地 七一一番地 三 就任理事 柏市手賀七九四番地 六一〇番地 七二五番地 六〇〇番地 七六五番地 四 就任監事 柏市手賀七五九番地 七一一番地 六二四番地一</p>
<p>千 脇 出 脇 山 本 藤 雄 弘 勳 山 崎 一 雄 弘 勳 宮 崎 長 才 雄 弘 勳 杉 山 池 敬 正 才 雄 弘 勳 小 池 敬 正 才 雄 弘 勳 石 井 敬 二 正 才 雄 弘 勳 武 津 岡 廣 治 夫 永 井 信 夫 牧 野 茂 嶋 田 佳 輝 花 澤 晴 司 千 脇 初 勳 猪 野 初 勳 山 本 藤 雄 宮 崎 靖 正</p>	<p>安 井 誠 一 仲 田 肇 二 石 井 敬 二 武 津 岡 廣 治 永 井 信 夫 岡 本 信 男 高 橋 宏 光 寺 田 惣 衛 今 井 康 夫 染 谷 一 男 寺 田 明 染 谷 豊 次 荒 谷 一 夫 篠 原 喜 世 雄 湯 田 惣 衛 湯 浅 澄 男 染 谷 幸 男 湯 浅 丈 夫 大 山 秀 夫 荒 木 孝 行 深 山 勇</p>
<p>土地改良区役員の新任及び就任</p>	<p>土地改良区役員の新任及び就任</p>

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、山武郡横芝光町坂田第二土地改良区から次のとおり役員(退任及び就任)の届出があつた。

平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

一	退任理事	山武郡横芝光町寺方一〇三番地	八角 健一
		坂田七二番地	伊藤 敏一
		〃 一一一番地	小関 和彦
		〃 一一五番地	萩原 朝夫
		〃 寺方一一一番地	實川 成之
		〃 四〇六番地	浅野 正昭
		〃 曾根合六四番地	浅野 正昭
		〃 五八番地	子安 智司
		於幾六九五番地	平山 忠夫
		〃 七七七番地	櫻井 晴一
		〃 七四三番地	渡邊 信雄
		〃 六六六番地	奈良 公昭
		〃 七四六番地	伊藤 晴彦
二	退任監事	山武郡横芝光町坂田八二番地	木川 和治
		寺方一七八番地	實川 和幸
		曾根合六八番地	小川 健一
		於幾六〇五番地	伊藤 晴彦
三	就任理事	山武郡横芝光町寺方一〇三番地	八角 健一
		坂田七三四番地	寺田 健稔
		〃 一一三番地	伊藤 淳彦
		〃 一一五番地	小関 和彦
		〃 寺方一一一番地	萩原 朝夫
		〃 四〇六番地	實川 成之
		曾根合六四番地	浅野 正昭
		於幾六九五番地	子安 智司
		〃 七七七番地	平山 忠夫
		〃 七四三番地	櫻井 晴一
		〃 六六六番地	渡邊 信雄
		〃 七四六番地	奈良 公昭

四 就任監事 〃 〃 七四六番地 奈良 公昭

山武郡横芝光町坂田池二二三番地一 平山 清

〃 〃 寺方一七八番地 實川 和幸

〃 〃 曾根合六八番地 小川 健一

於幾六〇五番地 伊藤 晴彦

土地改良区役員(退任)

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、君津市大戸台土地改良区から次のとおり役員(退任)の届出があつた。

平成二十五年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

退任理事 池田 輝夫

君津市広岡一、一七六番地

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。)(第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に行う建設業法(昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。)(第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査のうち法第二十七条の二十六第一項の規定による経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の請求の時期及び方法を次のとおり定めた。

平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 申請及び請求(以下「申請等」という。)(の時期

経営規模等評価申請及び総合評定値請求に関する説明書(以下「説明書」という。)(により定められた日(これらの日に申請等を行うことができず、予約により決められた日)とする。

二 申請等の場所

- 1 千葉市中央区市場町一番一号 千葉県庁南庁舎二階経営事項審査室
- 2 館山市北条四〇二番地一 千葉県安房合同庁舎三階大会議室
- 3 匝瑳市八日市場イ一、九九九番地 千葉県海匝土木事務所

三 申請等の受付時間

午前九時十五分から午前十一時三十分まで及び午後一時十五分から午後三時までとする。

四 申請等の方法

<p>説明書又は予約により指定された日に当該説明書又は予約により指定された申請等の場所に七に定める申請書類等を持参の上、申請等をするものとし、郵送その他の送付による申請等は受け付けない。</p> <p>五 説明会</p> <p>経営規模等評価の日程並びに申請等の場所及び方法等に関する説明会を平成二十六年五月及び六月に実施する予定である。</p> <p>六 申請等の用紙及び説明書の入手方法</p> <p>千葉県国土整備部建設・不動産業課ホームページ (http://www.pref.chiba.lg.jp/nyuu-kei/kensetsukouji/keijijikou/index.html) からのダウンロード等によるものとする。</p> <p>七 申請書類等</p> <p>1 経営規模等評価の申請</p> <p>経営規模等評価申請書(規則別記様式第二十五号の十一)に工事経歴書(規則別記様式第二号)を添付するほか、知事が必要と認める資料として説明書で指定する書類を添付し、又は提示するものとする。</p> <p>2 総合評定値の請求</p> <p>総合評定値請求書(規則別記様式第二十五号の十二)に経営状況分析結果通知書(規則別記様式第二十五号の十)を添付するものとする。</p>	<p>三 作業期間 平成二十六年三月三日から二十日まで</p> <p>四 作業地域 千葉市中央区蘇我二丁目</p> <p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>平成二十六年三月二十八日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>
<p>八 手数料</p> <p>1 経営規模等評価手数料</p> <p>八千円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額</p> <p>2 総合評定値通知手数料</p> <p>四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額</p> <p>九 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知</p> <p>経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書は、申請者及び請求者宛て郵送により送付する。</p> <p>十 この公告に関する問い合わせ先</p> <p>千葉県国土整備部建設・不動産業課契約・審査班 電話〇四三(二二三)三一一三</p> <p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>平成二十六年三月二十八日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>	<p>公共測量の終了</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成二十五年十一月二十九日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>平成二十六年三月二十八日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p> <p>一 測量計画機関 千葉市</p> <p>二 作業種類 公共測量(二級相当基準点座標変換及び三級相当基準点座標変換)</p> <p>三 作業期間 平成二十五年六月三十日から十一月二十九日まで</p> <p>四 作業地域 千葉市全域</p>
<p>一 測量計画機関 千葉市</p> <p>二 作業種類 公共測量(基準点復旧)</p>	<p>公共測量の終了</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量は平成二十六年一月十五日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>平成二十六年三月二十八日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p> <p>一 測量計画機関 千葉市</p> <p>二 作業種類 公共測量(二級及び三級基準点測量)</p> <p>三 作業期間 平成二十五年九月二十四日から平成二十六年一月十五日まで</p> <p>四 作業地域 千葉市花見川区宇那谷町、佐倉市上志津及び下志津原並びに四街道市大日</p>

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成二十五年十二月十九日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。

平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 鴨川市
- 二 作業種類 公共測量（道路三次元データ計測）
- 三 作業期間 平成二十五年七月二十三日から十二月十九日まで
- 四 作業地域 鴨川市全域

都市計画臨港地区の関係図書の縦覧

平成二十六年千葉県告示第百三十三号に係る袖ヶ浦都市計画臨港地区の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、千葉県国土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

千葉県知事 鈴木 栄治

水道局 公告

給水装置工事の指定給水装置工事事業者の指定

水道法（昭和三十三年法律第百七十七号）第十六条の二第一項の規定により、次の者を指定給水装置工事業者に指定した。

平成二十六年三月二十八日

千葉県水道局長 岩 館 和 彦

指定番号	第一八四七号								
名称	株式会社 ダンレイ								
住所	神奈川県 茅ヶ崎市 南湖一丁目一〇番二六号								
代表者氏名	森 徹								
給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>株式会社 ダンレイ</td> <td>所在地</td> <td>神奈川県 茅ヶ崎市 南湖一丁目一〇番二六号</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>株式会社 ダンレイ</td> <td>所在地</td> <td>東京都 稲城市 押立七六〇番</td> </tr> </table>	名称	株式会社 ダンレイ	所在地	神奈川県 茅ヶ崎市 南湖一丁目一〇番二六号	名称	株式会社 ダンレイ	所在地	東京都 稲城市 押立七六〇番
名称	株式会社 ダンレイ	所在地	神奈川県 茅ヶ崎市 南湖一丁目一〇番二六号						
名称	株式会社 ダンレイ	所在地	東京都 稲城市 押立七六〇番						
指定年月日	平成二十六年二月二十日								

第一八四八号	ソニック設備工業株式会社	船橋市夏見六丁目二九番三	中屋賢弘	ソニック設備工業株式会社 本店	船橋市夏見六丁目二九番三
第一八四九号	有限会社 櫻井工務店	我孫子市 布佐二、〇三八番地	櫻井正幸	有限会社 櫻井工務店	我孫子市 布佐二、〇三八番地
第一八五〇号	大翔創建株式会社	松戸市日暮一丁目一二番地	湯浅登美子	大翔創建株式会社	松戸市日暮一丁目一二番地
第一八五一号	株式会社 岩崎設備	埼玉県ふじみ野市 大井一、〇三二番地一六	岩崎直也	株式会社 岩崎設備	埼玉県ふじみ野市 大井一、〇三二番地一六
第一八五二号	株式会社 富士ライフサービス	東京都江東区東陽三丁目二七番六号	佐藤恵吾	株式会社 富士ライフサービス	東京都江東区東陽三丁目二七番六号

特定調達公告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 26 年 3 月 28 日

千葉県知事 鈴木 栄治

平成26年3月28日(曜日)

<p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入等件名及び数量 普通自動車貸借 40台</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 履行期間 平成26年8月1日から平成33年7月31日まで</p> <p>(4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に記載されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づき入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒260-8668 千葉県中央区長洲一丁目9番1号 千葉県警察本部総務部会計課契約係 電話043(201)0110 内線2237</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supericals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 平成26年3月28日から4月22日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 平成26年5月7日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 平成26年5月7日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 平成26年5月8日午前9時30分 千葉県警察本部5階入</p>	<p>札室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。)第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期間 平成26年4月1日午前9時から22日午後5時まで</p> <p>(イ) 提出先 3(2)電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期間 平成26年4月1日から22日まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(イ) 提出場所 3(1)に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であって、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めるときであって、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消す。</p> <p>(9) 契約の変更又は解除 この公告に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67</p>
---	--

千葉県12904号

号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る経費の減額又は削除があつた場合は、この契約を変更し、又は解除することがある。

(10) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Regular Passenger Cars 40
- (2) Time limit for tender: 5:00 p.m., 7 May, 2014
- (3) Contact point for the notice: Finance Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Police Headquarters, 1-9-1 Nagazu, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8668 Japan TEL 043-201-0110 EXT. 2237

落札者等の公告

次とおり落札者等について公告する。
平成26年3月28日

千葉県知事 鈴木 栄治

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
- ①更新時講習等に使用する教本 835, 500冊 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③平成26年1月31日 ④伊藤印刷株式会社 三重県津市大門32番13号 ⑤46.2円 ⑥一般競争入札 ⑦平成25年12月20日

その他

千葉県道路公社公告第一号

東総有料道路ほか六路線の料金の額を平成二十六年四月一日から次のとおり変更するので、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十五条第一項の規定により公告する。

平成二十六年三月二十八日

千葉県道路公社理事長 石田 秀司

一 東総有料道路

車種	料金の額
普通車	一一〇円
大型車(Ⅰ)	三三〇円
大型車(Ⅱ)	七五〇円

軽車両等	一一〇円
------	------

二 鴨川有料道路

車種	料金の額
普通車	一一〇円
大型車(Ⅰ)	三三〇円
大型車(Ⅱ)	七二〇円
軽自動車等	一五〇円
軽車両等	一一〇円

三 流山有料道路

車種	料金の額
普通車	一〇〇円
大型車(Ⅰ)	一五〇円
大型車(Ⅱ)	三六〇円

四 千葉外房有料道路

車種	料金の額
普通車	三三〇円
大型車(Ⅰ)	四六〇円
大型車(Ⅱ)	一、〇三〇円
軽自動車等	一一〇円
軽車両等	三〇円

五 東金九十九里有料道路

車種	料金の額
普通車	一一〇円
中型車	二六〇円
大型車	三六〇円
特大型車	五七〇円
軽自動車等	一五〇円
軽車両等	二〇円

六 銚子新大橋有料道路

車種	料金の額
普通車	一一〇円
中型車	二二〇円
大型車	三一〇円
特大型車	五七〇円

七 銚子連絡道路

軽自動車等	一五〇円
軽車両等	二〇円

車種	料金の額
普通車	二二〇円
中型車	二六〇円
大型車	三六〇円
特大車	五七〇円
軽自動車等	一五〇円

茨城県道路公社公告

下総利根大橋有料道路及び第二栄橋有料道路の料金の額を平成二十六年四月一日から次のとおり変更するので、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十五条第一項の規定により公告する。

平成二十六年三月二十八日

茨城県道路公社理事長 橋本 昌

一 下総利根大橋有料道路

車種	料金の額
普通車	二二〇円
大型車（Ⅰ）	三二〇円
大型車（Ⅱ）	七三〇円
軽車両等	二〇円

二 第二栄橋有料道路

車種	料金の額
軽自動車等	一五〇円
普通車	二二〇円
中型車	二六〇円
大型車	三六〇円
特大車	五七〇円
軽車両等	二〇円

購読料 月ぎめ 一部一箇月一、一〇〇円（送料を含む。）
 本号 一部 二六円

発行 者 千葉市中央区市場町一番一号
 定期購読申し込み先
 一部売り申し込み先

千 葉 県
 ○四三(二三三)二一五二
 ○四三(二三三)二六五八